

我孫子市社会福祉施設集団感染対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらない中、集団感染が発生してしまい、極めて厳しい運営状況に置かれた社会福祉施設を支援するため、我孫子市社会福祉施設集団感染対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 社会福祉施設 市内に所在する介護保険施設等又は障害福祉事業所をいう。
- (3) 介護保険施設等 次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設又は同法に基づき指定を受けて事業を実施する介護保険事業所
 - イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームであって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項の規定による届出をしたもの
 - ウ 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたものを除く。）であって、老人福祉法第29条第1項の規定による届出をしたもの
 - エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって、同項の登録を受けたもの

(4) 障害福祉事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき事業を実施し、又は千葉県生活ホーム運営事業等補助金交付要綱（昭和61年7月1日付け障第159号）に基づき補助金の交付を受けて事業を実施するものをいう。

(5) 集団感染 新型コロナウイルス感染症の集団発生として千葉県知事が公表したことが確認できるものをいう。

（交付対象施設等）

第3条 支援金の交付の対象となる社会福祉施設は、令和3年6月30日までに集団感染が発生した社会福祉施設であって、令和2年3月1日から令和3年6月30日までに廃止若しくは休止に係る届出若しくは申請をしていないもの又は市との間で締結している委託契約が同日までに効力を失っていない障害福祉事業所（日中一時支援又は訪問入浴を実施するものに限る。）とする。

2 支援金の額及び実施事業の種別は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

（交付の申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする社会福祉施設は、介護保険施設等にあつては我孫子市社会福祉施設集団感染対策支援金交付申請書兼誓約書（介護保険等）（様式第1号）により、障害福祉事業所にあつては我孫子市社会福祉施設集団感染対策支援金交付申請書兼誓約書（障害福祉）（様式第2号）により、令和3年7月30日までに市長に申請しなければならない。

2 支援金の交付の申請は、一の社会福祉施設につき1回に限る。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、我孫子市社会福祉施設集団感染対策支援金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（請求）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者（次条において「交付決定者」

という。)は、支援金の交付を受けようとするときは、我孫子市社会福祉施設集団感染対策支援金交付請求書(様式第4号)により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による支援金の交付の請求があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すとともに、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。

(2) 支援金の交付の決定を受けた後に第3条第1項の要件を満たさないことが判明したとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和3年8月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定により交付の決定を受けた者に係る第7条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1(第3条関係)

区分	支援金額	実施事業種別
----	------	--------

1 定員が 50人以上 である介護 保険施設等	100万円	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 特定 施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護 居宅介護支援（介護 予防支援） 通所介護 訪問介護 訪問リハ ビリテーション 通所リハビリテーション 訪問看護 訪問入浴介護 短期入所生活介護
2 前項に掲 げるもの以 外の介護保 険施設等	50万円	短期入所療養介護 福祉用具貸与 地域密 着型通所介護 認知症対応型通所介護 定期 巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機 能型居宅介護 認知症対応型共同生活 介護 軽費老人ホーム 有料老人ホーム サービス 付き高齢者向け住宅

別表第2（第3条関係）

区分	支援金額	実施事業種別
1 定員が 50人以上 である障害 福祉事業所	100万円	障害者支援施設 共同生活援助 生活介護 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B 型） 就労移行支援 計画相談支援 短期入 所 地域活動支援センター 日中一時支援
2 前項に掲 げるもの以 外の障害福 祉事業所	50万円	訪問入浴 生活ホーム